

第13回

読谷村農業委員会会議録

第13回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和6年 9月27日（金）			
開催時刻		14時00分 開会 15時00分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3階大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者6名 欠席者4名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1番	幸喜 敦子	出	6番	棚原 靖	出
2番	知花 竜	欠	7番	與久田 一徳	欠
3番	伊波 正景	欠	8番	山内 一真	出
4番	比嘉 健二	欠	9番	真栄田 武	出
5番	儀間 景子	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者7名 欠席者1名		
氏名		摘 要	氏名		摘 要
津波 宏		出	新垣 勝二		欠
仲村渠 英正		出	比嘉 豊彦		出
知花 徳栄		出	池原 昌邦		出
比嘉 光雄		出	屋宜 清		出
事務局職員		局長 屋良 朝敬 係長 寺西 正吾			

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第9号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程6	議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程7	議案第44号 非農地証明願について
日程8	議案第45号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について

議長

これより第13回読谷村農業委員会総会を始めます。

— 日程1 会長諸般の報告 —

— 日程2 会議録署名委員の指名 —

— 日程3 会期の決定について —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

それから本総会の議案に係る現地確認については、先ほど事務局から説明があったように全員でこの現地確認を行いたいと思っております。

日程4. 報告第9号 農地転用許可指令の接受について、事務局のほうから報告をお願いします。

事務局

議案書2ページをお開きください。

報告第9号 農地転用許可指令の接受について。

議長

報告ですので、質疑がなければ進行してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

日程5. 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。提案理由の説明を事務局からお願いします。

事務局

議案書3ページをお開きください。

議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について。

議長

事務局のほうから農地法第4条の規定による許可申請についての提案の説明がありましたけれども、この議案の審議については現地確認の後に採決の可否を行いたいと思います。

日程6. 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。提案理由の説明を事務局からお願いします。

事務局

議案書4ページをお開きください。

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議長	この議案の審議につきましても、現地確認後に採決の可否を行いたいと思います。 日程 7. 議案第44号 非農用地証明願いについてを議題とします。説明をお願いします。
事務局	●議案書 6 ページをお開きください。 議案第44号 非農用地証明願いについて。
議長	ただいま非農用地証明願いについての提案理由の説明がございましたけれども、この議案につきましても現地確認後に採決の可否を行いたいと思います。 日程 8. 議案第45号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局のほうから提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書 7 ページをお開きください。 議案第45号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について。
議長	この議案につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定に基づいて、農業委員会の意見が求められています。これより質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いしたいと思います。 （「進行」の声あり）
議長	進行の声がありますので、質疑を終結して、これより採決を行います。ただいま議題となっております議案第45号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第45号は、原案どおり決定しました。 以上で事務局より提案がありましたけれども、議案第42号から議案第44号については、これより現地確認を行いたいと思いますので、会議については一旦休憩をしたいと思います。

— 休憩 —

議長

それでは議事を再開したいと思います。

まずは日程 5. 議案第42号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての受付番号順に審議をしていきたいと思います。

受付番号 1 番について、地区担当のほうからの御意見から伺いたいと思います。委員のほうから御意見等がありましたらお願いしたいと思います。なければよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

1 番に関しては質疑を終結して、これより採決を行います。

受付番号 1 番は許可相当で進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号 1 番は許可相当で進達することに決定しました。

次に日程 6. 議案第43号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、受付番号 1 番のほうから御意見を伺いたいと思います。これに関しても質疑がなければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

それでは受付番号 1 番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号 1 番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号 2 番について、地区担当のほうからの御意見がありましたらお願いしたいと思います。

委員（6番）	6番棚原です。先ほど見てもらったとおり、周辺は住宅地として利用されています。建売住宅を計画されており、基準適合表もクリアしていますので、許可相当をお願いします。
議長	棚原委員のほうからは許可相当の御意見がありますが、進行してよろしいですか。
	（「はい」の声あり）
議長	受付番号2番については許可相当で進達することに御異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号3番について、委員のほうからの御意見を伺いたいと思います。
池原推進委員	申請地は用途地域内の農地であって、一般住宅を計画しており許可基準適合表もクリアしていることから、何ら問題ないと思います。許可相当をお願いします。
議長	現地を確認した池原推進委員からは、許可基準適合表もクリアしており何ら問題ないということで許可相当の御意見であります。ほかの委員から何かありましたらお願いします。
仲村渠推進委員	貸付人のAさんと借受人のAさん、これは同姓同名なのか同一人物なのか。
事務局	所有者がこのAさんで、建物の名義はAさんとほか二人という形です。
仲村渠推進委員	分かりました。
議長	ほかに御質疑ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声ですので質疑を終結して採決を行います。受付番号3番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号3番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号4番について、地区担当の御意見からお願いしたいと思います。

委員（1番）

用途地域内の農地であり、宅地分譲を計画をしているが許可基準適合表をクリアしていないことから不許可相当でお願いします。

議長

幸喜委員のほうからは、許可基準適合表がまだクリアされていないということで、不許可相当の御意見であります。ほか委員からの御質疑があったらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号4番は不許可相当で進達することによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、不許可相当で進達することに決定しました。
次に日程7. 議案第44号 非農用地証明願いについての受付番号1番について、地区担当委員の御意見をお願いしたいと思います。

委員（9番）

9番真栄田です。受付番号1番の土地は許可相当でお願いします。

議長

地区担当の真栄田委員のほうからは、証明相当の御意見であります。ほかにごございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

なければ質疑を終結して、採決に入ります。受付番号 1 番は証明相当で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号 1 番は証明相当と決定しました。
次に受付番号 2 番について、地区担当の委員のほうから御意見を
お願いしたいと思います。

委員（1 番）

2 番の土地は住宅地に取り残された小規模農地で、今後も継続利用
することが見込めないため非農地として問題ないと思います。

議長

地区担当の幸喜委員のほうからは証明相当の御意見であります。
ほかに御意見はないでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

では質疑を終結して、採決を行います。受付番号 2 番は証明相当
で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号 2 番は証明相当と決定しました。
非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局
に一任することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載
については、事務局に一任することに決定しました。
これをもちまして日程 1 から日程 8 まで全て審議が終了しまし
た。議決事項における議事整理については会長に一任することに御
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議決事項における議事整理については会長に一任されました。

委員の皆さんの御協力の下、第13回読谷村農業委員会総会が無事終了しましたので御礼申し上げます。これにて閉会いたします。